

令和2年7月10日

保護者の皆様へ

京都市立上京中学校
校長 近藤 博史

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。6月2日に配布しました非常措置についてのプリントの内容に「避難勧告」等が発令された場合の措置を追記して改めて配布させていただきますので、ご一読いただき、ご家庭で保管いただきますようお願いいたします。

本校においては、台風等により、①京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合、②本校の校区内の各学区（京極・小川・中立・滋野・西陣・桃園・聚楽）に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・深夜0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・深夜0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業（8時25分登校）
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

原則は通常通りの登校となります。大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（PTAメール配信については、各自での登録が必要です。学校ホームページに登録方法の案内がありますので、ご参照ください。）

（臨時休校となる場合は、特に全市的に「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令された場合などを想定しています。）

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

(1) 水害の避難勧告等について

本校の校区である学区（京極・小川・中立・滋野・西陣・桃園・聚楽）は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。これらの学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。（前ページ「2 暴風警報について」参照）

(2) 土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」には含まれておりません。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5 在校中に臨時休校となった場合の生徒の帰宅について

(1) 特別警報が発表された場合

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置き、その後、保護者への引き渡しを行い帰宅します。

(2) 特別警報を除く気象警報（暴風警報等）もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置き、その後、保護者への引き渡しを行い帰宅します。

ただし、事前に保護者に同意を得たうえで、下校の安全が確認できた場合は、教職員の付添いにより、集団で帰宅させることもあります。

なお、お子さまの引き渡しについての連絡は、年度当初提出していただいた「個人カード」の情報に沿って対応させていただきます。

以上、お子さまにもその旨ご指導いただきますようお願いします。

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の②、③の登校日を臨時休業とします。
- ① 学校所在の上京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
- ② 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ③ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ・PTAメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。
- ④ 登校前に、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安否確認をさせていただきますので、ご理解とご協力を願いいたします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校からホームページ・PTAメール配信、電話連絡等により連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅といたします。

3 ご家庭での啓発について

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。
大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いやご確認をお願いします。

以上、お子さまにもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。